

検疫所における輸入手続きについて

令和3年1月28日(木) 食品に関するリスクコミュニケーション 「輸入食品の安全性確保に関する意見交換会」

1

検疫所の業務

輸出国対策

輸入時対策

国内対策

- ・厚生労働省が所管する、国の機関です。
- 検疫所の業務は、 2本の柱(法律)に 基づいています。

検疫法

に基づく

検疫・衛生業務

動物の輸入届出制度

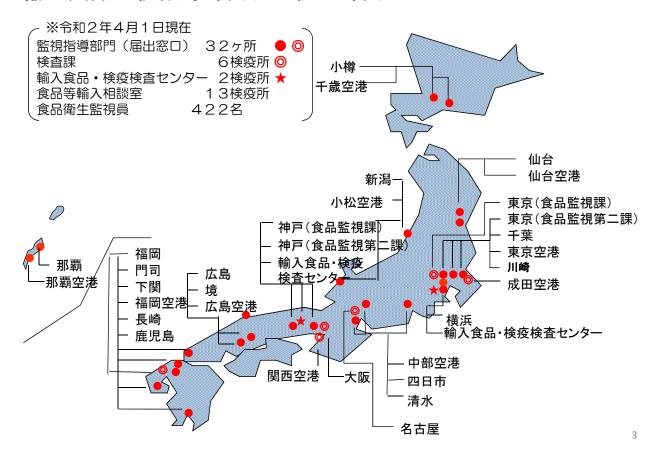
「検疫法」に基づいて、 海外からの入国者に対する 検疫や、感染症のまん延を 防止するための港湾におけ る衛生業務等を行うため、 全国の主要な海港・空港に 設置されています。

食品衛生法

に基づく

輸入食品の監視・指導 および 試験検査業務 「食品衛生法」に基づいて、 海外からの輸入食品の監視・指導業務 等を行うため、全国の主要な海港・空 港に設置されています。

輸入食品監視指導部門及び検査部門



法違反時の対応について①

輸出国対策

輸入時対策

国内対策

届出の審査

- 〇原産国、原材料、添加物、材質等
- 〇製造基準、保存基準
- 〇検査通知、違反事例



指導検査、モニタリング検査、命令検査



法違反疑い

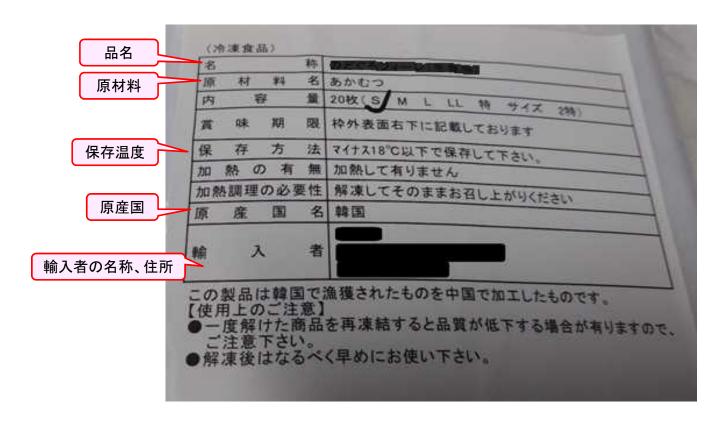
- ○原材料表、製法、貿易関連書類の確認
- 〇モニタリング検査の場合
- ・通関済み否か、流通中の場合は販売先や保管場所等の流通経路の正確な状況把握



現場検査

- 〇ロット構成(1届出1ロット)
- 〇届出内容との整合性
- ・輸入者、製造者、製造所、輸出者の名称・住所、品名、原材料
- 〇保管状態(保管温度、外観(破損の有無、その他食品衛生上の問題の有無))
- 〇開梱数、採取量

現場検査のポイント



5

法違反時の対応について ②

輸入時対策

食品衛生法違反 食品衛生法違反通知書の交付



原因調査、再発防止対策の指導

- ○原料の受入、保管、加工工程、製品保管、 輸送途上の保管状況
- 〇食品衛生法第55条第2項
- ○輸入再開は改善対策済みの貨物から可能
- ○輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイド ライン)、チェックリスト



原因、再発防止対策の報告

違反貨物の措置

廃棄、積戻し、食用以外の用途に変更



措置計画書の提出

措置方法が決まり次第、速やかに提出 (特に用途変更、第三国へ輸出する場合)



措置完了の報告

- ・滅却申請書、マニフェスト(産業廃棄物管理票、 廃棄作業の写真)
- ○積戻し
 - ・ 積戻し許可証、インボイスやパッキングリスト
- 〇食用以外の用途へ変更

原因等の報告について

サイクラミン酸が検出 されたひまわりの種の加工品



ョウ素化塩の使用が 認められたスナック菓子

INGREDIENTS:
Tapary Beans (Moth Dal) Flour, Refined C
Seed Oil, Bengal Gram Flour (Besan), Iodised
Salt, Red Chilli Powder, Clove Powder, Black
Pepper, Dried Ginger Powder, Cardamom, Bay
Leaves, Nutmeg & Cinnamon.

Milergy Advice:
May Contain Peanut, Tree nuts, Sesame Seed,
Milk, Soya, Mustard Seed & Gluten
KEEP AWAY FROM DIRECT SUNLIGHT.
STORE IN COOL AND DRY PLACE.

- ○原材料の確認不足
- ○添加物の使用基準を正しく認識していなかった。
- 〇日本の基準を知らなかった。(添加物や残留農薬)
- ○製造工程における一般的衛生管理の不足
- ・従業員の衛生教育の不足、衛生管理規定の理解不足
- ・製造機器の故障による製品や仕掛品の保管不良
- 製品の管理不徹底
- 〇輸出時検査に対する認識不足
 - サンプリング方法
 - •検出下限値
 - •判定方法

/

輸出国対策

輸入時対策

国内对领

食品衛生法の改正に伴う新しい制度の輸入手続き

- O HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理
- 〇 衛生証明書の添付の義務化
 - ≫乳及び乳製品
 - >ふぐ
 - ≫生食用かき
- 〇 指定成分等含有食品
- 合成樹脂製器具・容器包装のポジティブリスト

特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康 被害情報の収集

食品衛生法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等 (令和2年厚生労働省告示第119号)

- ①コレウス・フォルスコリー 別名: Coleus、Forskolin、Coleus forskohlii
- ②ドオウレン 別名:クサノオウ、ハックツサイ、ヨウシュクサノオウ、 グレーターセランディン、Celandine、Greater celandine、 Swallow-wort, Chelidonium majus
- ③プエラリア・ミリフィカ 別名:白ガウクルア、White Kwao Krua、Pueraria mirifica
- ④ブラックコホシュ 別名:ラケモサ、Black cohosh、Black snakeroot、 Actaea racemosa

指定成分等含有食品の輸入の届出がなされた場合、輸入者に対して 製造基準告示への適合性に関する資料の提出を求め、提出される資料 について製造基準告示に示す項目内容が含まれていることを確認。



検疫所による現場検査を実施し、報告書内容(表示等)と現物に齟齬がない か確認。済証発出時には、通関後、輸入者を所管する自治体からの調査や 監視・指導に対し適切に対応すると共に報告書に従った製造管理を徹底する よう指導書を交付する。

🕨 輸出国対策 🤰 輸入時対策 🔪 国内対策

国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

(ポジティブリスト制度)

食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていな い原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使 用できることとする。※合成樹脂が対象



器具・容器包装製造事業者や販売事業者に対して、ポジティブリスト制度に適合した原 材料により製造していることを確認

<確認の方法>



使用されている原材料がポジティブリストに掲載されているか ※厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html)にて確認



サプライチェーン上の事業者が、使用の認められた物質を用い、適切な製造管理基準に 沿って製造されたものであることを確認する作業です。

- ①確認するための情報を伝達する方法は特段定めていませんので、フォー マットは示しておりません。事後的に確認できる方法で確認して下さい。
- ②従来の規格基準のように製品を対象に検査をすることで製造者が意図しな い成分や不純物を確認するものではありません。
- ③ポジティブリスト制度施行後も従来の規格基準は継続です。

4 通知等により様式が定められた申請書等に係る 国民及び民間事業者等の押印及び署名の見直しについて

(令和 2 年 12 月 25 日付け薬生食検発 1255 第 7 号 別紙)

(1)「食品等輸入届出書」の様式について

(平成22年1月6日付け食安検発0106 第5号 厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知)

> 食品等輸入届出書(別添1) 輸入手続統一様式(別添3)

- (2) 貨物搬入前の届出済証の交付について (平成14年9月18日付け食検発第0918001号 検疫所業務管理室長通知) **衛生管理説明書(別添様式)**
- (3) 行政手続法の一部を改正する法律の施行について (平成27年3月16日付け食安検発0316第2号 検疫所業務管理室長通知) **行政指導申出書(参考様式1)**

11

ご視聴ありがとうございました。

